

輸入承認証の分割について

輸入注意事項 19 第 30 号 (19. 7. 12)

改正①輸入注意事項 24 第 8 号 (24.4.2)

輸入承認証の分割に係る処理要領を下記のように定め、平成19年7月13日から施行します。なお、昭和26年1月23日付け輸入注意事項26第6号(輸入承認証の通関用オーソライズド・コピーの発行については、平成19年7月12日限りで廃止します。

記

1 申請手続

(1) 提出書類

- ① 分割用輸入承認申請書 2通
- ② 輸入承認証の原本 1通
- ③ 理由書 1通

(2) 提出先 ①

輸入承認証の分割の申請の受付けは、当該輸入の承認を行った貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局(通商事務所を含む。以下同じ。)若しくは沖縄総合事務局の担当課(以下、担当課という。)

2 分割方法

分割輸入承認申請書を受けた担当課は、提出された書類の内容が、正確であることを確認した上で、輸入の承認の事務に準じて処理するものとする。

この場合、分割用輸入承認申請書に輸入承認証の原本に記載されている承認の番号及び日付と同一の番号及び日付を記入し、余白に分割輸入承認証である旨を明記し、(1)の条件を付けるとともに、輸入承認証の原本に(2)の条件を付けて分割用輸入承認申請書の1通を分割用輸入承認証として原承認証とともに輸入者に交付する。

(1) 分割用輸入承認証の条件欄

「この分割輸入承認証は、
を輸入する場合に使用しなければならない。」

(2) 輸入承認証の原本の条件欄

「この輸入承認証のうち
は、別途、分割用輸入承認証により輸入しなければならない。」

(注) 上記(1)及び(2)の空白には、分割用輸入承認証により輸入する商品名及び数量(又は金額)を記入する。